

荒川（上流域）流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「荒川（上流域）流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる荒川水系の上下流一体となった治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 荒川（上流域）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に置く。

附則

本規約は、令和2年9月28日から施行する。

令和3年2月19日改正

別表

荒川（上流域）流域治水協議会構成員

機 関 名	代 表 者
(委員)	
小国町	町 長
気象庁 山形地方気象台	台 長
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	事務所長
国土交通省 北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所	事務所長
林野庁東北森林管理局 置賜森林管理署	置賜森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	所 長
森林整備センター 山形水源林整備事務所	
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課	防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課	農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課	森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課	都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課	下水道課長
山形県 県土整備部 河川課	河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課	砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課	建築住宅課長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部長
山形県 置賜総合支庁	建設部長